

社会福祉法人黒石市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(平成29年黒社協規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款第10条及び第25条の規定により、役員等に対する報酬及び費用弁償の額、並びにその支給について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 常勤役員
- (2) 理事・監事
- (3) 評議員
- (4) 福祉基金運営委員
- (5) 黒石市社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員
- (6) 黒石市たすけあい資金運営委員
- (7) 黒石市社会福祉協議会福祉サービス苦情解決第三者委員
- (8) 黒石市社会福祉協議会地区社協推進部会員
- (9) 黒石市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員

(報酬（給与）・交通費等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、業務を執行するため給与（報酬）、期末手当、管理職手当を支給する。
- 3 常勤役員が職務のため出張したときは、市社協職員等旅費規程（平成4年黒社協規程第3号）に基づき旅費を支給する。
- 4 非常勤役員等については、下記法人業務を行う場合に報酬を支給する。
 - (1) 法人運営に関する会議（理事会、評議員会等）
 - (2) 黒石市社会福祉協議会地区社協推進部会
 - (3) 黒石市福祉基金運営委員会
 - (4) 黒石市社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員会
 - (5) 黒石市たすけあい資金運営委員会
 - (6) 黒石市社会福祉協議会福祉サービス苦情解決第三者委員会
 - (7) 黒石市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会
 - (8) 法人の業務執行状況等の監査業務
 - (9) 前号に定める会議及び業務の他、会長が必要と認める会議
- 5 会長については、前項第1号から第8号の会議及び委員会に出席した場合の他に、次の業務等に従事した場合に報酬を支給するものとする。
 - (1) 本会を代表しての会議、委員会、大会等への出席
 - (2) 事務決裁業務
 - (3) 上記以外で本会の運営に関して必要と思われる業務
- 6 第4項及び第5項に定める会議に出席又は業務に従事する際、片道2km以上を要する役員等には、

交通費として1kmあたり37円を支給する。ただし、それによりがたいときは市社協職員等旅費規程（平成4年黒社協規程第3号）を準用する。

7 前項に定める交通費支給の起点は、各役員等の自宅から会場までとする。

（役員等以外の者に対する費用弁償の額）

第4条 役員等以外の者が、市社協の依頼又は要求により会務（掌務）を掌理した場合は、その者に対して前条に準じて費用を弁償することができる。

（費用弁償の制限）

第5条 常勤役員又は公務員であつて、委員等を兼ねる場合にあっては、費用弁償しない。ただし、委員等の職務が正規の勤務時間外に行われる場合は、この限りではない。

（報酬（給与）等の算出方法）

第6条 常勤役員等に対する給与（報酬）等の額、非常勤役員等の報酬の額については下記のとおりとする。

【報酬（給与）・手当】

対 象	内 容	金 額 (円)
会 長	第3条第4項第1号から第8号及び第5項に関する法人業務に従事	(報 酬) 一日 2,000
監 事	第3条第4項第8号に関する監査業務に従事	(報 酬) 一日 4,000
常勤役員	給与（報酬）	(月 額) 180,000
	期末手当	職員給与規程に準ずる
	管理職手当	(月 額) 25,000
非常勤役員等	第3条第4項第1号から第9号に関する法人業務に従事	(報 酬) 2,000

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期及び支給方法については、黒石市社会福祉協議会職員給与規程（平成17年黒社協規程第1号）を準用する。

（公表）

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月11日から適用する。

附 則

この規程の施行により、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（平成14年黒社協規程第1号）は廃止する。廃止年月日は、平成29年1月11日とする。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。